

令和 6 年度

富山県公共事業再評価

用 語 集

令和 6 年 7 月 2 9 日

富山県土木部

土 木 用 語 集

事業区分	用 語	説 明
共通	費用便益比	使った費用と、得られる効果を比で表したものの。同じ場合には、費用便益比は1となる。1を上回るということは、得られる効果の方が大きいということ。
道 路	国道	高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、一定の法定要件に該当する道路。
	県道	地方的な幹線道路網を構成し、かつ、一定の法定要件に該当するもののうちから、県議会の承認を得て知事が認定したもの。県道のうち道路の整備を特に促進するために国土交通大臣が指定するものを主要地方道と称し、通常、それ以外の一般県道と区別している。
	緊急輸送道路	災害が発生した時に援助・医療・消防活動及び避難者への緊急物資の確保等に必要な人・物の輸送を行うため、富山県地域防災計画で指定されている道路。
	自転車歩行者道	自転車と歩行者を自動車交通から分離し、両者を道路の同一の部分をお互いに譲り合って通行させることにより、自転車と歩行者の安全を確保しようとするものである。原則として3.0m以上の幅員。
	上部工 (じょうぶこう)	橋梁の上部構造。橋桁や床版等により構成される。
	下部工 (かぶこう)	橋梁の上部構造を支えている部分。橋台、橋脚を指す。
	余盛り（載荷盛土）	基礎地盤の表面あるいは盛土下層部に補強材を設置し、補強材が盛土と一体化することによって、盛土の安定性の確保を図る工法。
河 川	一級河川	国土保全上または国民経済上特に重要な水系で（富山県では黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の5水系）、政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したものをいう。都道府県知事にその管理の一部を委任する指定区間と、国土交通大臣が直接管理する指定区間外（大臣管理区間）からなる。
	二級河川	一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。都道府県知事がその管理を行う。
	流下能力 (りゅうかのうりょく)	川が流すことができる洪水の規模のことで、流量で表現する。
	流域面積 (りゅういきめんせき)	降雨が河川のある地点に流入する範囲の面積。
	護岸 (ごがん)	堤防あるいは河岸を保護するもの。
	上部工 (じょうぶこう)	橋梁の上部構造。橋桁や床版等により構成される。
	下部工 (かぶこう)	橋梁の上部構造を支えている部分。橋台、橋脚を指す。
	放水路 (ほうすいろ)	洪水時に河川から水があふれるのを防ぐため、河川の途中から新たに水路を分岐させて、洪水を海や大河川に直接放流するために設ける水路。
	築堤 (ちくてい)	河川に流れる水が河川の外に流出することを防止するために、堤防を築くこと。
	計画規模 (けいかくきぼ)	洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のこと。一般にその洪水が発生する確率（確率年）で表現する。

土 木 用 語 集

事業区分	用 語	説 明
砂防 地すべり 急傾斜	土石流危険渓流 (どせきりゅうきけんけいりゅう)	土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を生ずる恐れがある渓流
	砂防指定地	砂防法第2条の規定に基づき、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地、または当該区域で行なわれる一定の行為の禁止もしくは制限を行なう土地の区域を国土交通大臣が指定するもの。
	地すべり	土地の一部が、ある程度原形を保って徐々に低地に向かって持続的に移動する現象をいう。
	急傾斜地 (きゅうけいしゃち)	傾斜度が30°以上の斜面(急傾斜地法第2条)
	土砂災害警戒区域 (どしゃさいがいけいかい)	土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として指定した区域。この地域では、土砂災害に対する警戒避難体制の整備が必要となる。
	土砂災害特別警戒区域 (どしゃさいがいとくべつけいかい)	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域として指定した区域。この区域に指定されると、特定開発行為に許可が必要となり、また、建築物の構造規制等が行われる。
	要配慮者利用施設 (ようはいりょしゃりょうしせつ)	防災上、配慮を要する者※が利用する施設。(※災害対策法第8条第2項15号) 具体的には、幼稚園、特別支援学校、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所など
	指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として市町村長が指定したもの。洪水や津波など異常な現象種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設または場所が指定される。(災害対策基本法第49条の4)
	指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として市町村長が指定したもの。 (災害対策基本法第49条の7)
	渓床勾配 (けいしょうこうばい)	渓流において流水に接する地面を渓床といい、渓床の縦断方向(流水方向)に対する傾きを渓床勾配という。
	砂防堰堤 (さぼうえんてい)	土砂の調節を行う施設。 土石流や大量の土砂が一度に流出したときに、一時的に土砂を堆積させるもの。
	本堤 (ほんてい)	土砂の調節を行うための構造物。
	副堤 (ふくてい)	本堤の基礎地盤の洗堀や下流の河床低下を防ぐための構造物。
	水叩き (みずたたき)	堰堤の前庭部の洗堀を防ぐための構造物。
	垂直壁 (すいちょくへき)	水叩コンクリート下流の洗堀を防ぐための構造物。
	渓流保全工 (けいりゅうぼぜんこう)	急流河川では川岸が浸食されてその土砂が下流に流出し、氾濫・決壊を招くことがあるため、それを防止するために川岸を被覆する工作物。

土 木 用 語 集

事業区分	用 語	説 明
砂防 地すべり 急傾斜	床固工 (とこがためこう)	溪流の浸食防止及び溪床の不安定な堆積土砂の移動を防止する目的で、溪流を横断して築造される一般に高さ5m未満の構造物で、落差を持つもの。
	不透過型砂防堰堤 (ふとうかがたさぼうえんてい)	溪流内にコンクリートの壁をつくり、平常時からその背面に土砂を貯め、土石流発生時にはその上に更に土砂を貯めるもの。
	透過型砂防堰堤 (とうかがたさぼうえんてい)	堰堤の中央部に設けられた水通し部（洪水を通す部分）の下に開口部（スリット型の透過部等）を設けるもので、鋼製の部材を縦横に配置し、土石流や流木を堆積させるタイプのものもある。 土石流発生時にのみ土砂をせき止め、土石流発生後には除石を行い従前の機能を回復させるもので、常時および中小出水時においては無害な土砂を下流に流し、河床の連続性を保てるなどのメリットがある。
	アンカー工	比較的小さい孔に高強度の鋼材などの引張り材を挿入し、セメントミルクあるいはセメントモルタルの注入により基盤内に定着させて、鋼材の引張り強さを利用することにより地すべり滑動力に対抗しようとする工法。
	集水井 (しゅうすいせい)	地下水の集中している付近に設置する縦井戸。 周辺の地盤の地下水を抜き、地下水位を低下させることによって地すべり活動を抑制する。
	横ボーリング	周辺地盤の地下水を抜くため、地表面から横方向に掘る孔。 地下水位を低下させることによって地すべり活動を抑制する。
	吹付法枠工 (ふきつけのりわくこう)	モルタルまたはコンクリートを吹き付け、格子状のモルタル・コンクリート枠を造成し、斜面の安定を図る工法
	抑制工 (よくせいこう)	排土、地表水、地下水の排除などによって、地すべりの地形、土質、地下水などの状態、すなわち自然条件を変化させることにより、地すべり運動を停止または緩和させることを目的とする工法の総称。
	抑止工 (よくしこう)	擁壁やくい等の抑止構造物によって、地すべり運動の一部または全部を抑止するための工法の総称。
	法面工 (のりめんこう)	降雨などにより斜面から土砂の流出や崩壊が起こることを防ぐため、コンクリートや、植生等により斜面を覆ったり、鉄筋等を内部の安定な岩盤に緊結して斜面の崩壊、剥落を防ぐ工法をいう。
	崩壊土砂防止柵 (ほうかいどしゃぼうしさく)	土中あるいはコンクリート擁壁等に建て込んだ鋼製の柵で崩壊土砂を受け止め、土砂の流出を抑制する施設。
	擁壁 (ようへき)	土が崩れるのを防ぐためにつくられる壁状の施設。
	鉄筋挿入工	棒状補強材（モルタルまたはセメントミルク内に鉄筋等の芯材を配置したもの）を地山に配置し、補強材の引張力によって斜面を補強する工法。
	ノンフレーム工法	斜面に鉄筋を挿入し、鉄筋の頭部をワイヤーで連結・一体化し斜面崩壊を防止する工法。 樹木伐採が基本的には不要であり、景観面に優れる。
	長繊維工	ポリプロピレン製の長繊維と砂等を混合した基材を斜面に吹き付け、補強土を造成し、その補強土によって斜面の安定化を図る工法。 斜面を緑化することが可能であり、景観に優れる。
街路	都市計画道路	都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。